

L P ガス（液化石油ガス法イ号）単価契約に係る仕様書

1 品 目 L P ガス

2 規 格 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という）イ号

3 納入場所 京都府立井手やまぶき支援学校（京都府綾瀬郡井手町井手大塚 40-1）

4 予定数量 6,862.3 m³（令和6年12月～令和7年11月までの実績を基に算出）

- ・令和8年3月1日～令和8年3月31日：532.5 m³
- ・令和8年4月1日～令和9年2月28日：6,329.8 m³

5 納入方法

- (1) 地下バルクタンクへの供給とする。（貯蔵量 2.9t）
- (2) 契約締結後、最初のガス供給にあたっては、ガス漏れ等がないかガス圧等の安全検査等を行ってから供給を開始すること。
- (3) 納入時は校内を徐行運転することとし、児童生徒及び教職員等の安全確保に努めること。

6 搬入時刻

月・火・木・金曜日 8時30分～14時00分までの間

水曜日 8時30分～12時00分までの間

（祝日、夏季休業期間及び冬季休業期間は除く。）

※ただし、L P ガス供給時、校内車路を塞ぐこととなるため、供給日及び時間が分かり次第、学校担当者へ連絡の上、許可を得ること。

7 使用量の測定

- (1) ガスマーティーの確認により、当該料金算定期間の使用量の算定を行う。
- (2) 使用量の検針については、毎月1回月末に行うこととする。月末が土日祝日等の場合は翌営業日の検針は認めるが年度及び契約期間の最終月については、最終日に必ず検針を行うこと。

8 保安

- (1) 事業者は液化石油ガス法の定めるところにより、ガス工作物についての保安責任を負うものとし、ガス漏れ等が疑われる際は学校担当者と連携協力し、速やかに保安を確保すること。
- (2) 保安確保のため、受注者において、自社の管理センターへ通報するための常時監視システムを設置すること。
なお、バルクタンク周辺には通信線（電話線）の配線がないため、常時監視システムについては無線型とし、落札者が設置すること。

9 単価契約に含まれる経費

基本料金及び常時監視システムに係る経費が別途発生する場合は、それを含めた単価とする。

10 その他

- (1) 本入札により、現受注者と落札者が異なることとなった場合、契約期間開始日において、バルクタンク内に残置されているL P ガスについては、落札者が現受注者から買い取ることとする。
なお、残置されているL P ガスについては、落札者所有のものとなるため、落札金額により学校へ販売ができるものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項は、事業者が定める約款や供給条件等に従うほか、発注者及び事業者間の協議により定める。